

2 入札参加資格制度の簡素化・適正化について

1. 変更点

(1) 格付け基準の簡素化【工事のみ】

等級	評定事項	土木一式	建築一式	舗装
A 1 グループ	総評定点	〇〇点以上		
A	総評定点	〇〇点～〇〇点	〇〇点以上	〇〇点以上
B	総評定点	〇〇点～〇〇点	〇〇点～〇〇点	〇〇点～〇〇点
C	総評定点	〇〇点～〇〇点	〇〇点～〇〇点	〇〇点以下
D	総評定点	〇〇点以下	〇〇点以下	

総評定点は運用開始前に再設定予定

主観点項目については、入札参加資格の共同化を踏まえた簡素化・適正化の検討を継続

総評定点 = 客観点 + 主観点

客観点 = 経営事項審査の総合評定値（法定審査の値）

主観点 = 右記の項目

格付け評価対象期間における入札参加停止措置
暴力団排除
奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録
障害者雇用
保護観察対象者等の雇用（雇用・協力雇用主登録）
緊急維持業務、雪寒対策業務

(2) 業種の統廃合と申請上限数の撤廃【工事&委託】

① 工事

- ・ 77業種から33業種（※）に改定し、申請業種の上限を撤廃

※建設業法（経営事項審査）に定めのある「32業種」＋「土木施設除草業務」

② 委託

- ・ 56業種から、国土交通省において登録制度のある5業種（※）に改定予定

※建設コンサルタント、測量、建築設計、地質調査、補償コンサルタント

2. 適用日

令和10年度以降の入札参加資格者名簿より適用

(参考) 簡素化の対象項目

- ① 格付け基準表のうち、**着色項目（経審重複項目及び本県独自項目）**を削除
- ② 主観点項目のうち他制度との重複認定を削除
 - ・ **経営事項審査と趣旨が重複**している項目を削除
 - ・ **他制度において評価対象**となっている項目を削除

(格付け基準表)

等級	評価事項	土木一式	建築一式	舗装
A 1 グループ	総評定点	1,000点以上		
	技術職員数	1級10名以上		
A	総評定点	900点以上	900点以上	850点以上
	資本金額	4,000万円以上	4,000万円以上	2,000万円以上
	技術職員数	1級5名以上	1級5名以上	1級5名以上 (1級又は2級の舗装施工管理技術者1名以上)
	許可区分 昇級条件	特定建設業 前回の格付けB	特定建設業 前回の格付けB	特定建設業 前回の格付けB
B	総評定点	800点～899点	800点～899点	750点～849点
	資本金額	2,000万円以上	2,000万円以上	2名以上 (うち2級以上の技術職員1名以上)
	技術職員数	1級2名以上	1級2名以上	
	許可区分 昇級条件	特定建設業 前回の格付けC	特定建設業 前回の格付けC	
C	総評定点	700点～799点	700点～799点	749点以下
	技術職員数	2級2名以上※2	2級2名以上※2	2名以上
	昇級条件	前回の格付けD	前回の格付けD	
D	総評定点	699点以下	699点以下	
	技術職員数	2名以上 (うち2級以上の技術職員1名以上)	2名以上 (うち2級以上の技術職員1名以上)	

(主観点項目)

番号	項目	新主観点項目	備考
1	格付け評価対象期間における入札参加停止措置	継続	
2	表彰等（知事・部長・事務所長）	廃止	総合評価
3	CPDS（CPD）	廃止	経審
4	暴力団排除	継続	
5	技術職員数	廃止	経審
6	奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録	継続	公契約条例
7	障害者雇用	継続	公契約条例
8	保護観察対象者等の雇用（雇用・協力雇用主登録）	継続	公契約条例
9	労働福祉の状況（退職一時金、企業年金）	廃止	経審
10	災害協定（締結・災害時対応）	廃止	経審
11	工事用機械器具の保有	廃止	経審
12	建設業労働災害防止協会への加入	廃止	経審
13	新規資格取得	廃止	経審
14	緊急維持業務、雪寒対策業務	継続	

経営事項審査項目

他制度重複項目

本県独自項目

(参考) 工事・77業種から33業種に改定し、申請業種の上限を撤廃

旧(76業種)			
1 土木一式	(1)	41 その他(防球ネット工事)	(6)
2 建築一式	(3)	42 その他(防球フェンス工事)	(6)
3 舗装	(16)	43 その他(水門工事)	(13)
4 鋼橋(上部工)	(14)	44 その他(水門工事・ゴム鋼製)	(6、13)
5 PC橋(上部工)	(2)	45 その他(水門扉工事)	(13)
6 造園	(26)	46 その他(汚水処理施設)	(11、23、31)
7 木造住宅	(3、4)	47 その他(排水処理設備)	(23、31)
8 電気設備	(10)	48 その他(脱臭装置設置工事)	(23)
9 暖冷房衛生設備	(11)	49 その他(ポンプ据付配管工事)	(23)
10 法面処理	(6)	50 その他(浄化槽設備)	(11)
11 塗装	(20)	51 その他(プール工事)	(3、13)
12 道路等維持修繕	(1、6、8、10、12、16、20、21、23)	52 その他(貯槽工事)	(13)
13 しゅんせつ	(17)	53 その他(体育施設)	(1、6)
14 グラウト	(1、6)	54 その他(公園遊具設置)	(1、6、26)
15 杭打	(6)	55 その他(噴水、ろ過装置)	(1、6、11、23)
16 さく井	(27)	56 その他(解体、撤去工事)	(32)
17 機械設備	(23)	57 その他(アンカー工事)	(6)
18 通信設備	(25)	58 その他(ロックシェッド)	(6)
19 上下水道設備	(1、11、29)	59 その他(アスベスト工事)	(6)
20 交通安全施設	(1、6、10、13、20、25)	60 その他(沈下修正、曳家工事)	(6)
21 その他(大工工事)	(4)	61 その他(テント工事)	(13)
22 その他(左官工事)	(5)	62 その他(橋梁補修工事)	(1、6)
23 その他(とび、土工、コンクリート工事)	(6)	63 その他(傾斜板設置)	(6、23)
24 その他(石工事)	(8)	64 その他(電気防触)	(10、11)
25 その他(屋根工事)	(9)	65 その他(表層工事)	(1、6)
26 その他(管工事)	(11)	66 その他(伸縮継手工事)	(1、6)
27 その他(タイル、れんが、ブロック工事)	(12)	67 その他(防音壁設置)	(6)
28 その他(鋼構造物工事)	(13)	68 その他(フリューム設置)	(6、11)
29 その他(鉄筋工事)	(15)	69 その他(音響設備)	(22、25)
30 その他(板金工事)	(18)	70 その他(下水管渠止水工)	(1、11)
31 その他(ガラス工事)	(19)	71 その他(下水管調査・更生)	(11)
32 その他(防水工事)	(6、21)	72 その他(映像制作)	(23、25)
33 その他(内装仕上工事)	(22)	73 その他(鋳金具)	(18)
34 その他(熱絶縁工事)	(24)	74 その他(防触ライニング)	(1、6)
35 その他(建具工事)	(28)	75 その他(埋蔵文化財発掘調査工事)	(1)
36 その他(水道施設工事)	(29)	76 その他(防触・防水工事)	(21)
37 その他(消防施設工事)	(30)	77 土木施設除草業務	(33)
38 その他(清掃施設工事)	(31)		
39 その他(モニュメント工事)	(13)		
40 その他(FRP覆蓋設置)	(21)		

新(32業種+土木施設除草業務)	
1 土木一式	
2 プレストレストコンクリート構造物	
3 建築一式	
4 大工	
5 左官	
6 とび・土木・コンクリート	
7 法面処理	
8 石	
9 屋根	
10 電気	
11 管	
12 タイル・れんが・ブロック	
13 鋼構造物	
14 鋼橋上部	
15 鉄筋	
16 舗装	
17 しゅんせつ	
18 板金	
19 ガラス	
20 塗装	
21 防水	
22 内装仕上	
23 機械器具設置	
24 熱絶縁	
25 電気通信	
26 造園	
27 さく井	
28 建具	
29 水道施設	
30 消防施設	
31 清掃施設	
32 解体	
33 土木施設除草業務(※)	

※「土木一式」と「土木施設除草業務」の重複申請は不可(現行どおり)

()内の番号については、再編後の新33業種に対応するもの 10

(参考) 委託・・・56業種から、国土交通省において登録制度のある5業種に改定予定

旧（56業種）			
1	建設コンサルタント	21	その他 建造物の非破壊検査
2	測量	22	その他 建物・設備診断
3	建築設計	23	その他 建物耐震・耐力度診断
4	地質調査	24	その他 交通量調査
5	補償コンサルタント	25	その他 航空機使用事業
6	その他 CG	26	その他 産業調査
7	その他 情報処理	27	その他 写真関係
8	その他 建設関係ビデオ製作	28	その他 社会調査
9	その他 地形模型製作	29	その他 上下水道施設調査
10	その他 防災行政無線	30	その他 漏水調査
11	その他 レイリー波探査検査	31	その他 騒音・振動測定
12	その他 開発調査	32	その他 水質検査
13	その他 環境アセスメント	33	その他 地下埋没探査
14	その他 環境調査	34	その他 土木構造物調査
15	その他 環境整備計画	35	その他 防災計画調査研究
16	その他 管内カメラ調査	36	その他 流量調査
17	その他 空中写真撮影・調整	37	その他 基本構想基本計画等
18	その他 景観に関する業務	38	その他 建築設備電気衛生空調
19	その他 計量証明	39	その他 交通信号機設計
20	その他 建設工事費調査	40	その他 水域関連浮施設設計
41	その他 設備設計		
42	その他 造園設計		
43	その他 既存建物保全計画		
44	その他 電気・通信設備設計		
45	その他 都市計画設計		
46	その他 廃棄物コンサルタント		
47	その他 下水道施設維持管理		
48	その他 工事監督業務		
49	その他 保全管理業務		
50	その他 登記		
51	その他 土地家屋調査		
52	その他 土地区画整理		
53	その他 不動産鑑定		
54	その他 保安林解除		
55	その他 物品地図印刷		
56	その他 その他		

新（5業種）	
1	建設コンサルタント
2	測量
3	建築設計
4	地質調査
5	補償コンサルタント

(参考) 現行の格付け基準

令和6・7年度の格付け

■資格審査基準及び条件

県内建設業者の格付けについては、下記「格付け基準表」及び「条件」に基づき、「奈良県建設工事等入札・契約制度委員会（以下「委員会」という。）」において決定します。

<格付け基準表（県内建設業者）>

等級	評定事項	土木一式工事	建築一式工事	舗装工事
A1 グループ	総評定点数 技術職員数	A等級の基準を満たし、かつ 1,000点以上 1級10名以上		
A	総評定点数 資本金額 技術職員数 許可区分 界級条件	900点以上 4,000万円以上 1級5名以上 特定建設業 前回の格付けB	900点以上 4,000万円以上 1級5名以上 (1級又は2級の舗装施工管理技術者 ^{※1} 1名以上) 特定建設業 前回の格付けB	850点以上 2,000万円以上 1級5名以上 (うち2級以上の技術職員1名以上)
B	総評定点数 資本金額 技術職員数 許可区分 界級条件	800点～899点 2,000万円以上 1級2名以上 特定建設業 前回の格付けC	800点～899点 2,000万円以上 1級2名以上 特定建設業 前回の格付けC	750点～849点 2名以上 (うち2級以上の技術職員1名以上)
C	総評定点数 技術職員数 界級条件	700点～799点 2級2名以上 ^{※2} 前回の格付けD	700点～799点 2級2名以上 ^{※2} 前回の格付けD	749点以下 2名以上
D	総評定点数 技術職員数	699点以下 2名以上 (うち2級以上の技術職員1名以上)	699点以下 2名以上 (うち2級以上の技術職員1名以上)	

総評定点数算定基準

客観的要素判定基準

客観的要素の評定は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29により建設業者に通知される「総合評定値」に基づいて行う。

主観的要素判定基準

主観的要素の評定は、令和6・7年度の格付けから次の項目について行う。

格付け評価対象期間：令和4年1月1日から令和5年12月31日までの期間（ただし、信用度等の表中3～13については除く。）

1 工事成績

(1) 格付け評価対象期間（※）に元請（J Vの構成員として請け負った工事を含む。）として完成・引渡が完了した次の種類の県発注の建設工事（以下「建設工事」という。）の工事成績の平均点（小数点以下切り捨て。次の算定式においてXとする。）により、次の算定式により評定する（下表のとおり）。

○ 建設工事の種類：土木一式工事、建築一式工事、舗装工事（格付けを行う建設工事の種類についてのみ評定）

工事成績の平均点が65点以上の場合：(X-65)×3 / 65点の場合：0点 / 65点未満の場合：(X-65)×12

工事成績	～59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76～
評定点数	～90	～60	～48	～36	～24	～12	0	3	6	9	12	15	18	21	24	27	30	1点につき+3点

ただし、上限は105点（工事成績100点）、下限は▲90点（工事成績59点以下）とする。

(※) 工事成績については、評価対象期間は平成31年1月1日～令和5年12月31日（5年間の平均点）とする。

(2) 前記の評定は、当初設計額（消費税込み）が1件250万円以上（平成24年5月31日以前に入札公告及び指名通知した工事については、当初設計額（消費税込み）が1件500万円以上）の工事について行う。特定J Vにおける工事も対象とする。

ただし、平成23年9月1日以降に発生した自然災害に起因して、災害協定に基づく要請により随時契約をした工事及び緊急維持業務、特定業者と随時契約をした工事を除く。

2 信用度等

	項	目	評定値
1	格付け評価対象期間に入札参加停止措置を受けた者	入札参加停止期間が1か月につき▲5点。ただし、減点は▲120点（24か月以上）を限度とする。 1か月未満は切り捨てとする（1か月と15日の場合は、1か月と▲5点）。	下限 ▲120
2	表彰等	(1) 格付け評価対象期間に建設業界の発展に貢献したこと等により以下の表彰等を受けた場合、1件につき40点。ただし、加点は80点を限度とする。 ・ 叙勲又は褒章：叙勲等を受けた者又は叙勲等を受けた者が代表者である法人に対して加点 ・ 国土交通大臣等又は奈良県知事の表彰：表彰を受けた法人（法人の代表者が表彰を受けた場合を含む。）又は個人 (2) 格付け評価対象期間に奈良県発注工事において、工事成績が優秀であるとして奈良県から表彰を受けた者	上限 80
		Ⅰ 奈良県知事表彰 1件につき 30点	30
		Ⅱ 県土マネジメント部長表彰 1件につき 20点	20
		Ⅲ 土木事務所長等表彰 1件につき 10点	10
3	(1) この表の5において加対象となる技術職員の（一社）全国土木施工管理技士会連合会が認定する継続学習制度（CPDS）の取得単位の総和に対して、20単位につき2点（※1）。ただし、加点は20点を限度とする。【土木一式工事及び舗装工事のみ加点】 (2) この表の5において加対象となる技術職員の建設CPD運営会議に参加する団体が認定する継続学習制度（CPD）の取得単位の総和に対して、20単位につき2点（※1）。ただし、加点は20点を限度とする。【建築一式工事のみ加点】		各章理の 上限 20
4	暴力団排除（※2） 代表者（例：法人の代表取締役、個人事業主）又は法人の取締役が、公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターが実施する不当要求防止責任者講習を受講した場合		10
5	技術職員数（※3）	1級土木施工管理技士等（※4）1名につき4点 2級土木施工管理技士等（※4）1名につき2点 土木工事業、建築工事業又は舗装工事業に係る一定以上の実務経験を有する者（※4）1名につき1点	上限 80
6	奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録をしている者		20
7	常勤労働者である障害者を雇用している場合（※5） ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）により障害者雇用状況報告書の提出が義務づけられている場合は、法定雇用率を達成していること。		20
8	保護観察対象者等の雇用の状況	(1) 格付け評価対象期間に更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に規定する保護観察中の者又は同法第85条に規定する更正緊急保護中の者を雇用している場合 (2) 協力雇用主登録をしている場合。ただし、(1)に該当する場合、重複しての加算はしない。	20 5
9	労働福祉の状況 退職一時金制度と企業年金制度の両方を導入している場合		20
10	災害協定	奈良県と災害協定を締結している場合（※6） 格付け評価対象期間に奈良県との災害協定に基づき災害時「鳥インフルエンザ・口蹄疫等の畜産伝染病を含む。」に対応した場合	5 10
11	工専用機械器具の保有（※7） ただし、加点は40点を限度とする。		上限 40
12	「建設業労働災害防止協会」に加入している者		5
13	評価対象者（※8）のうち、入札参加資格申請時点前2年間に土木施工管理技士等（※9）の資格を新たに取得した者がいる場合、当該資格取得者が若年職員（35歳未満）又は女性職員の場合は20点、男性職員（35歳以上）の場合は10点を加算する。 ただし、評価対象者が10名を超える場合は、資格取得者数が2名以上いる場合にのみ加算対象とする。		上限 20
14	格付け評価対象期間に緊急維持業務、重業対策業務において奈良県の土木事務所を相手方とする契約を締結した場合 1件の契約につき5点。ただし、加点は10点を限度とする。		上限 10